

府

令

○内閣府令第二十五号

宮内庁法(昭和二十二年法律第七十号)第十七条第二項及び第三項の規定に基づき、京都事務所の所掌事務を定める内閣府令及び宮内庁組織規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。
平成三十一年四月二十六日
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 菅 義偉

第一条 京都事務所は、京都御所、京都大宮御所、京都仙洞御所、桂離宮、修学院離宮その他の京都市に所在する宮内庁所掌の施設、正倉院及び陵墓(山形県、栃木県、東京都、神奈川県、新潟県及び長野県に所在する陵墓を除く。第二号において同じ。)に

関する長官官房及び管理部の所掌事務のうち、次に掲げる事務をつかさどる。
〔一〕七 略

改正後

〔一〕七 略

改正前

(所掌事務)

第一条 京都事務所は、京都御所、京都大宮御所、京都仙洞御所、桂離宮、修学院離宮その他の京都市に所在する宮内庁所掌の施設、正倉院及び陵墓(山形県、栃木県、東京都、神奈川県、新潟県及び長野県に所在する陵墓を除く。第二号において同じ。)に

関する長官官房及び管理部の所掌事務のうち、次に掲げる事務をつかさどる。
〔一〕七 略

改正後

〔一〕七 略

改正前

(所掌事務)

第一条 京都事務所は、京都御所、京都大宮御所、仙洞御所、桂離宮、修学院離宮その他の京都市に所在する宮内庁所掌の施設、正倉院及び陵墓(山形県、栃木県、東京都、神奈川県、新潟県及び長野県に所在する陵墓を除く。第二号において同じ。)に

関する長官官房及び管理部の所掌事務のうち、次に掲げる事務をつかさどる。
〔一〕七 同上

改正後

〔一〕七 同上

改正前

(管理課)

第十八条 管理課においては、次の事務をつかさどる。
一 〔略〕

二 京都御所、京都仙洞御所、桂離宮及び修学院離宮の参観に関すること。

改正後

〔一〕同上

改正前

第十八条 管理課においては、次の事務をつかさどる。
一 〔同上〕

二 京都御所、仙洞御所、桂離宮及び修学院離宮の参観に関すること。

備考 表中の「」の記載は注記である。

附則

この府令は、平成三十一年五月一日から施行する。

○内閣府令第二十六号

天皇の退位等に関する皇室典範特例法(平成二十九年法律第六十三号)の一部の施行に伴い、及び警察法(昭和二十九年法律第六十二号)第二十九条第五項の規定に基づき、警察法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。
平成三十一年四月二十六日
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 菅 義偉

警察法施行規則の一部を改正する内閣府令

警察法施行規則(昭和二十九年法律第四十四号)の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

改正後

〔二〕三 略

改正前

〔二〕三 略

〔二〕三 略

〔二〕三 略

〔二〕三 略

〔二〕三 略

〔二〕三 略

〔二〕三 略

〔二〕三 略

〔二〕三 略

〔二〕三 略

〔二〕三 略

〔二〕三 略

〔二〕三 略

〔二〕三 略

〔二〕三 略

〔二〕三 略

〔二〕三 略

〔二〕三 略

〔二〕三 略

〔二〕三 略

〔二〕三 略

〔二〕三 略

〔二〕三 略

〔二〕三 略

〔二〕三 略

〔二〕三 略

〔二〕三 略

〔二〕三 略

〔二〕三 略

改正後

〔二〕三 略

改正前

〔二〕三 略

〔二〕三 略

〔二〕三 略

〔二〕三 略

〔二〕三 略

〔二〕三 略

〔二〕三 略

〔二〕三 略

〔二〕三 略

〔二〕三 略

〔二〕三 略

〔二〕三 略

〔二〕三 略

〔二〕三 略

〔二〕三 略

〔二〕三 略

〔二〕三 略

〔二〕三 略

〔二〕三 略

〔二〕三 略

〔二〕三 略

〔二〕三 略

〔二〕三 略

〔二〕三 略

〔二〕三 略

〔二〕三 略

〔二〕三 略

〔二〕三 略

〔二〕三 略

〔二〕三 略

〔二〕三 略

〔二〕三 略

〔二〕三 略

〔二〕三 略

〔二〕三 略

〔二〕三 略

改正後

〔二〕三 略

改正前

〔二〕三 略

〔二〕三 略

〔二〕三 略

〔二〕三 略

〔二〕三 略

〔二〕三 略

〔二〕三 略

〔二〕三 略

〔二〕三 略

〔二〕三 略

〔二〕三 略

〔二〕三 略

〔二〕三 略

〔二〕三 略

〔二〕三 略

〔二〕三 略

〔二〕三 略

〔二〕三 略

〔二〕三 略

〔二〕三 略

〔二〕三 略

〔二〕三 略

〔二〕三 略

〔二〕三 略

〔二〕三 略

〔二〕三 略

〔二〕三 略

〔二〕三 略

〔二〕三 略

〔二〕三 略

〔二〕三 略

〔二〕三 略

〔二〕三 略

〔二〕三 略

〔二〕三 略

〔二〕三 略

改正後

〔二〕三 略

改正前

〔二〕三 略

〔二〕三 略

〔二〕三 略

〔二〕三 略

〔二〕三 略

〔二〕三 略

〔二〕三 略

〔二〕三 略

〔二〕三 略

〔二〕三 略

〔二〕三 略

〔二〕三 略

〔二〕三 略

〔二〕三 略

〔二〕三 略

〔二〕三 略

〔二〕三 略

〔二〕三 略

〔二〕三 略

〔二〕三 略

〔二〕三 略

〔二〕三 略

〔二〕三 略

〔二〕三 略

〔二〕三 略

〔二〕三 略

〔二〕三 略

〔二〕三 略

〔二〕三 略

〔二〕三 略

〔二〕三 略

〔二〕三 略

〔二〕三 略

〔二〕三 略

〔二〕三 略

〔二〕三 略

改正後

〔二〕三 略

改正前

〔二〕三 略

〔二〕三 略

〔二〕三 略

〔二〕三 略

〔二〕三 略

〔二〕三 略

〔二〕三 略

〔二〕三 略

〔二〕三 略

〔二〕三 略

〔二〕三 略

〔二〕三 略

〔二〕三 略

〔二〕三 略

〔二〕三 略

〔二〕三 略

〔二〕三 略

〔二〕三 略

〔二〕三 略

〔二〕三 略

〔二〕三 略

〔二〕三 略

〔二〕三 略

〔二〕三 略

〔二〕三 略

〔二〕三 略

〔二〕三 略

〔二〕三 略

〔二〕三 略

〔二〕三 略

〔二〕三 略

〔二〕三 略

〔二〕三 略

〔二〕三 略

〔二〕三 略

〔二〕三 略

改正後

〔二〕三 略

改正前

〔二〕三 略

〔二〕三 略

〔二〕三 略

〔二〕三 略

〔二〕三 略

〔二〕三 略

〔二〕三 略

〔二〕三 略

〔二〕三 略

〔二〕三 略

〔二〕三 略

〔二〕三 略

〔二〕三 略

〔二〕三 略

〔二〕三 略

〔二〕三 略

〔二〕三 略

〔二〕三 略

〔二〕三 略

〔二〕三 略

〔二〕三 略

〔二〕三 略

〔二〕三 略

〔二〕三 略

〔二〕三 略

〔二〕三 略

〔二〕三 略

〔二〕三 略

〔二〕三 略

〔二〕三 略

〔二〕三 略

〔二〕三 略

〔二〕三 略

〔二〕三 略

〔二〕三 略

〔二〕三 略

改正後

〔二〕三 略

改正前

〔二〕三 略

〔二〕三 略

〔二〕三 略

〔二〕三 略

〔二〕三 略

〔二〕三 略

〔二〕三 略

〔二〕三 略

〔二〕三 略

〔二〕三 略

〔二〕三 略

〔二〕三 略

〔二〕三 略

〔二〕三 略

〔二〕三 略

〔二〕三 略

〔二〕三 略

〔二〕三 略

〔二〕三 略

〔二〕三 略

〔二〕三 略

〔二〕三 略

〔二〕三 略

〔二〕三 略

〔二〕三 略

〔二〕三 略

〔二〕三 略